

会長および副会長選出に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款の規定に基づき、学術集会に係る会長および副会長選出に関し、必要な事項を定める。

(立候補)

第2条 会長候補者となるには、理事が評議員5名以上の推薦を得たのち、公示期間内に立候補を理事長に届ける。

(選考)

第3条 理事長は、理事会に諮り、届け出のあった会長候補者を3名以内に選考し、これに順位をつけずに社員に前もって通知する。

(選挙の方法)

第4条 会長の選挙は、社員総会または、郵送もしくは電磁的方法を用いて行い、次の各号に従う。

- (1) 選挙にあたっては理事長が評議員2名に選挙管理委員を委嘱し、選挙事務にあたらせる。
- (2) 投票は単記無記名とする。
- (3) 以下の投票は無効とする。
 - 1) 正規の用紙を用いないもの。
 - 2) 候補者以外の氏名を記載したもの。
 - 3) 所定の人数を超える氏名を記載したもの。
 - 4) 判読不能のもの。
- (4) 当選者の確定は次の各項に従う。
 - 1) 有効得票数がもっとも多いものを当選者とする。
 - 2) 有効得票数1位の候補者が複数あるときは、これらの候補者について再投票を行い、有効得票数がもっとも多いものを当選者とする。

(選出時期)

第5条 会長の選出は、就任年度の5年前に行い、2年前から就任年度までは副会長として会務を担当する。

(会長の欠員)

第6条 会長が欠員になった場合、会長代行者の選出については理事会で審議する。

(改定)

第7条 この細則は理事会の議により改定することができる。

(附則)

この細則は、2005年10月3日から施行する。

この改定は、2006年5月16日から施行する。

この改定は、2014年1月1日から施行する。

この改定は、2014年8月11日から施行する。

この改定は、2020年4月27日から施行する。

この改定は、2020年10月29日から施行する。

この改定は、2021年2月11日から施行する。

この改定は、2021年6月28日から施行する。